

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤枝市長 北村正平

市町村名 (市町村コード)	藤枝市 (22214)
地域名 (地域内農業集落名)	西益津・藤枝 (稲川、益津下、長楽寺、郡、田中、平島上、平島下、原、若王子、市部、五十海)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 (第7回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○西益津地区内の農地は水稻栽培が中心となっている。水稻のほかには花き(バラ・キク)、トマト、キュウリ、イチゴなどの施設園芸が盛んである。

○藤枝地区は平坦地のほとんどは市街地であり、北西部の丘陵地で茶とみかん、たけのこが栽培されている。

○西益津の農地は、土地改良事業が実施され、大井川用水により水利は確保されているが、農業者の高齢化や減少により、遊休農地が増加している。

○平坦な農地の多くの圃場では水稻が作業委託されている。受託作業者によっては、水管理(セギの開閉など)の地元のルールを知らなかったり、守っていない場合もあり、課題となっている。また、入り作の人は植えばなしで管理をしない人もいたとの声も聞かれる。

○平島地区は、畑地化されている田もあり、水の管理ができていない。

○分散している農地を、担い手にとって効率の良い圃場に集約していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○担い手に農地利用を集約していく。

○耕作放棄地に対して地域ぐるみで対応していく仕組みを検討していく(多面的機能支払交付金)。

○稲川地区の圃場は、地域内の担い手で守っていく。

○施設園芸で栽培している花き、イチゴ、トマトなどについて、販路の拡大をしていくとともに差別化、ブランド化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	192 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	192 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○農業振興地域内の農地を基本とする。

○住宅地周辺の介在農地については、周囲に暮らす方が望む居住環境との調整を図りながら、農地利用を継続する。

○傾斜地の農地で、過去に茶園やミカン園であったが、現状は荒廃しており、耕作再開が不可能な農地は対象区域から外していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
○中間管理事業を活用して、耕作者と耕作地、栽培品目が効率的になるように、受け入れ意欲のある担い手に集約していく。 ○新規就農者の育成において、地域は県、市、JAと連携して、就農しやすい環境を整える。
(2)農地中間管理機構の活用方針
○農業委員会やJAと協力して、規模縮小や離農を検討している農家及び農地の情報や、受け手となる担い手の情報を集約する。 ○農地バンクの利用について、相談窓口や手続きなど詳細がわかるチラシ等を作成し、農地所有者に共有する。 ○耕作放棄の状態が続く前に所有者の現状や農地維持の考え方を聞くことができる日常の声掛けや情報共有の機会をつくる。
(3)基盤整備事業への取組方針
○大型機械や農作業用の車両が入れるように、効率的な圃場に向けた新たな再整備を検討する。 ○水稲において省力化・効率化を目指すためには、圃場の大区画化と水路の再整備が必要である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
○静岡県農業振興公社の持つ、地域内及び近隣市町や県外の担い手の情報提供により、多様な経営体の確保を図る。 ○新規就農者に対して、県、市、JAは充分な指導体制を確保するほか、初期投資の支援について検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
○農作業等の請負について、JAが窓口となって請負組織・団体についての情報を収集、整理する。 ○収集、整理した担い手の情報について、農地所有者や高齢の耕作者に情報提供をしていく機会を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ハクビシン、ネズミ、タヌキ、イノシシ、カモシカ、モグラ等の鳥獣害対策をする。
- ②有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングや有機栽培農地の団地化に向けた地域の話し合いを継続していく。
- ③ICTの技術を利用した水稲栽培の水管理技術の導入について検討する。イチゴなどの施設栽培などに、ICTを利用したスマート農業を利用できるように研究・検討を進める。ドローン導入による農作業の実情について、安全性や性能紹介を農業者のみでなく、農地周辺の住民に紹介する機会を設ける。
- ④販売利益が上がる栽培手法などを模索し、実行する。
- ⑤特産の温州ミカンなどのブランド化に向けた取組を進める。新たに取り組む果樹栽培等の施設・設備を補助する取組を充実させる。
- ⑥燃料費の高騰による負担を軽減する支援を検討する。
- ⑦地域ぐるみで農地、水路、農道等を保全補修する活動について、検討する(多面的機能支払交付金)。
耕作放棄地の抑制・管理方策として、市民農園化を進める。
- ⑧水門の老朽化や、離農・高齢化による管理する人の減少等の問題解決のために、施設の省力化・電動化を図る。